

平成22年10月18日

受取証の発行に関するお知らせ

1. 当金庫では、お客様から現金、小切手、通帳・証書、預金払戻請求書等（登記済権利証等も含みます）をお預かりする際は、必ず当金庫所定の「受取証」をお渡ししておりますので、記載内容をご確認のうえお受け取りください。
2. 当金庫所定の「受取証」以外のもの（名刺やメモ等）を受取証としてお渡しすることはありません。
3. お渡ししました「受取証」は、通帳・証書等と引き換えに回収させていただきますので、所定の手続が完了するまでの間、大切に保管してください。
4. 定期積金証書による掛金のお預かり、また、普通預金入金取次帳、当座勘定入金帳および代金取立手形預かり帳によるお預かりについては、所定の領収（受取）欄に受領印（集金印）を押印いたしますので、ご確認をお願いします。
この場合は別途「受取証」の発行はいたしません。

※ご不明な点につきましては、お取引店または下記にお問い合わせください。

《本件に関するお問い合わせ先》
徳島信用金庫 業務推進部
TEL 088-622-3194
〒770-0918 徳島市紺屋町8番地